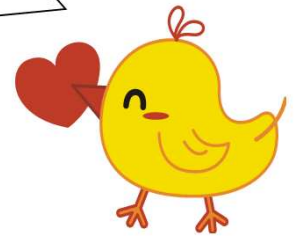


子育て支援医療費助成について

町内に住所を有する者で、子どもの医療費に要した一部負担金を支給します。

★支給対象者

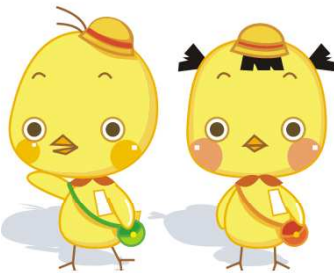
苓北町の住民基本台帳に記載されている者及び外国人登録を受けている満15歳に到達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児及び児童



0歳から中学校3年生まで

※15歳になった年度の3月31日まで

保険診療による医療費の**全額**を助成します



【国民健康保険や社会保険等に参加の方】

●受給者証の色

レモン色

●助成の方法

レモン色の受給者証とお持ちの健康保険証を町と契約している医療機関で提示することで、医療費を支払うことなく受診できます（ただし契約していない医療機関で受診したとき、一部負担金が2万1千円を超えたときは一旦医療費を支払い、後日医療費の請求手続きをおこなってください）

【附加給付制度がある共済組合や健康保健組合に参加の方】

○受給者証の色

ピンク色

○助成の方法

一旦医療費を支払い、後日医療費の請求手続きをおこなってください

医療費の請求方法について

月毎に、「子育て支援医療費助成申請・請求書」に医療機関の証明をつけるか、保険総点数等が確認できる領収証（レシートは不可）を請求書に添付のうえ、福祉保健課又は各出張所へ提出してください。※用紙は福祉保健課及び各出張所にあります。（HPからの印刷もできま



★毎月15日までに提出があった請求書については、その月末に指定された金融機関口座へ振り込みます
★請求書の提出期限は、診療日の属する月の末日から1年以内となっています（1年を経過すると請求できません）

～注意～

以下の場合には子育て支援医療費の助成対象となりません

- ★健康保険の対象とならないもの（薬の容器代、予防接種、おむつ代、部屋料等の差額、交通事故等第三者行為による事故等の医療費など）
- ★入院の際の食事負担金
- ★学校でのケガ等により日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けるとき

何かご不明な点がありましたら、福祉保健課子育て支援医療担当までご連絡ください。（35-1111 内109）

